Cyber Security News

R8.9

令和８年８月７日からＩＨＣでは

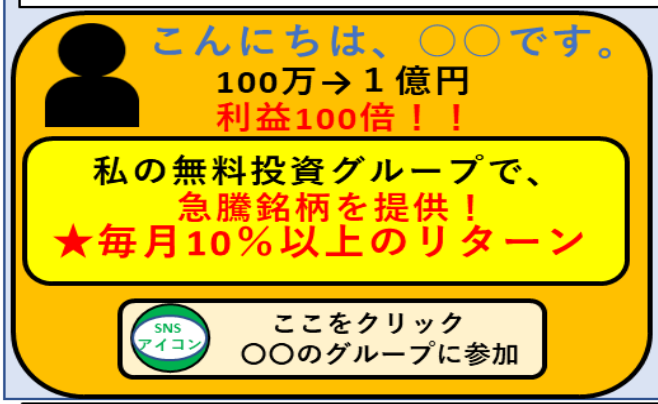
なりすまし型偽投資広告を掲載する行為
及び
「送金犯罪」の依頼又は誘引行為
を
「違法情報」として通報を受け付けています。

※　ＩＨＣ：インターネット・ホットラインセンター（Internet Hotline Center）

ＩＨＣの運用ガイドラインを改定

⚠ 次のような情報は、違法情報に該当し得るものとして、ＩＨＣへの通報対象となります。

なりすまし型偽投資広告を掲載する行為

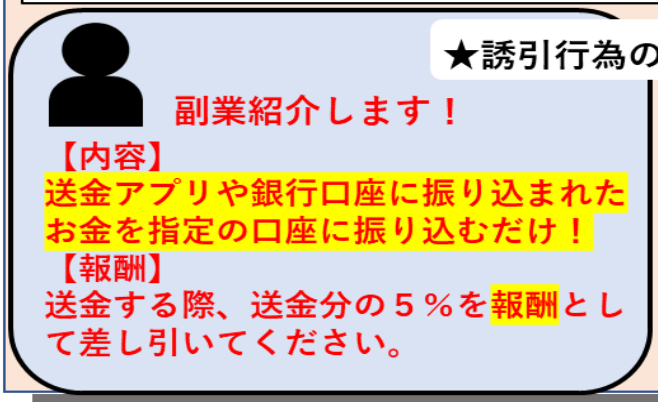


著名人等になりすまして
当該著名人等の名義を無断で使用した

- ○　投資実績を表示する広告
- ○　投資セミナーに勧誘する広告

等

「送金犯罪」の依頼又は誘引行為



①「依頼行為」
・特定の者に対して、送金の依頼等をするよう働きかけること

②「誘引行為」
・送金する者を募集する等、自らの意思を間接的に表示して誘いかけ、相手方となる者の申込みを待つこと

※「送金犯罪」の詳細については、警察庁ホームページを参照

神奈川県警察
サイバーセキュリティ対策本部

警察庁
National Police Agency

インターネット・ホットラインセンター
INTERNET HOTLINE CENTER JAPAN
https://www.internethotline.jp